

個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託 企画提案応募要領

本公募は、令和8年度の沖縄県当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決又は修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

1 件名

個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託

2 業務内容

別添「個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料上限額

29,412,000円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。

※ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

5 応募資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営の実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (6) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。
- (10) 本業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 本業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有すること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する 1 名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ウ すべての構成員が上記の応募資格(1)から(10)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(11)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、本業務に応募する他の共同企業体の構成員及び単体企業として重複応募することができないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

6 スケジュール(案)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 8 年 3 月 4 日(水) |
| (2) 質問事項受付締切 | 3 月 12 日(木) 17 時必着 |
| (3) 質問回答 | 3 月 13 日(金) 13 時以降 |
| (4) 企画提案書類提出 | 3 月 18 日(水) 17 時必着 |
| (5) 一次審査(書類審査) | 3 月 19 日(木) |
| (6) 二次審査(プレゼンテーション) | 3 月 27 日(金) |
| (7) 審査結果の送付・契約 | 4 月 1 日(水) 予定 |

7 質疑応答

本企画提案に質問のある者は、次のとおり行うこと。

- (1) 提出書類：別添「質問書(様式 1)」
- (2) 提出期間：公募の日から 令和 8 年 3 月 12 日(木) 17 時必着
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出場所：沖縄県 保健医療介護部 地域保健課 感染症対策班(県庁 3 階)
- (4) 提出方法：「11 書類等提出先(問い合わせ先)」へメールで提出
※メール件名は、【沖縄県個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託に関する質問】
とすること。

(5) 回答方法：質問に対する回答は、沖縄県地域保健課ホームページへの掲載により行う。

回答日時 令和8年3月13日(金) 13時以降

8 企画提案書類の提出

企画提案公募に参加する者は、次のとおり、企画提案書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

(1) 企画提案書類

ア. 企画提案応募申請書(様式2)

イ. 会社概要(様式3)

ウ. 企画提案書(様式任意、A4版縦置き・横置き、20頁以内)

※エについては、以下の項目記述を必須とする。

①本業務を実施するにあたっての基本方針

②提案内容(企画提案仕様書「5 委託業務の内容」の項目毎に記載)

③業務の実施体制

④業務スケジュール

⑤企画提案で指定する个人防护具のカタログ等

⑥仕様書別紙2の規格に適合していることを証明する書類

⑦県内医療機関等又は卸売販売業者における納入実績が確認できる書類

エ. 誓約書(様式4)(添付書類含む。)

オ. 委託業務見積書(様式は任意)

①个人防护具の流通在庫備蓄管理業務の見積書(沖縄県の感染症対策備品の保管、管理を含む)

保管、管理にかかる見積額(消費税及び地方消費税を含む)の積算内訳(項目ごとの金額)を記載すること。

※積算内訳は、仕様書を基に可能な限り詳細に記載すること。

②令和8年度の調達に係る見積書

仕様書の表1「令和8年度流通在庫備蓄を行う个人防护具の種類及び保管・管理地域別の調達数量」における調達費用を記載すること。

カ. 共同企業体協定書(任意)※共同企業体で実施する場合のみ

(2) 提出期限：令和8年3月18日(水) 17時必着

(3) 提出場所：沖縄県保健医療介護部地域保健課

(4) 提出部数：ア～カ各10部(ア、エ、オについては押印ありの原本1部、その他コピー9部)

(5) 留意事項：①提出期限を越えた場合いかなる理由であろうと企画提案書類は受理しない。

②一度提出した企画提案書類は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

9 企画提案の審査方法・契約

(1) 一次審査(書類審査)

企画提案応募者が多数の場合は、地域保健課において書面による一次審査を行い、上位4者程度を選定する。選定された者に対してプレゼンテーションの日程を、選定されなかった者に対しては結果のみを、電話又は電子メール等で通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

①日時：令和8年3月27日（金）午後予定

②場所：沖縄県庁内 会議室

③所要時間：25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

*プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、プレゼンテーション用のツール（プロジェクター等）は事務局で準備する。

*日時等の詳細は、後日通知する。

(3) 審査結果の通知

個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託業者審査委員会で審査を行い決定する。なお、審査結果は第二次審査結果を行なったすべての者に文書で通知する。なお、結果について異議申立て等は受け付けない。

(4) 委託契約

委託契約は、第一順位に選定された者と交渉の上締結する。ただし、沖縄県と第一位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰上げて、その者と交渉する。

10 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全てを実施するものではない。

(3) 県との委託契約に関する協議の中で、仕様書の内容についても協議できるものとする。

(4) 企画提案書類の作成及び提出に要する経費やプレゼンテーションに参加する経費等については提案者の負担とし、提出書類等については返却しない。

(5) 提出された企画提案書類は、選定の公正性、透明性、客観性を明らかにするため、公表することがある。

(6) 審査内容及び審査経過等については公表しない。

(7) 1事業者につき、企画提案は1件とする。

(8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

<沖縄県財務規則(抜粋)>

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 書類等提出先（問い合わせ先）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2

沖縄県 保健医療介護部 地域保健課 感染症対策班

担当者：比嘉 TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

メール：aa090701@pref.okinawa.lg.jp